

千葉県社会福祉審議会
令和7年度第2回民生委員審査専門分科会議事録

- 1 日時 令和7年9月29日（月）午後1時30分～午後2時30分
- 2 会場 千葉県教育会館 本館202号室
- 3 出席者 松崎委員、高橋委員、花島委員、伊澤委員、田中委員

事務局

（健康福祉指導課）向課長、小林副課長、増田副主査
（児童家庭課） 佐藤室長、安藤主事

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 議 事
 - ・民生委員・児童委員被推薦者の審査について
 - ・主任児童委員被推薦者の審査について
 - ・その他
- (4) 閉 会

5 議事概要

- (1) 民生委員・児童委員被推薦者の審査について

- 事務局説明
- 意見・質疑応答

（委員）

理由書の中で、定例会出席率が60%未満で0%の方がいる。定例会では、お知らせもあるし、活動していく上での報告もあるが、そんな中0でいいのか。

また、居住が0年0ヶ月の人がいて、新しく町会ができたり、マンションができたりしたらそのようなことも考えられるが、理由書があれば認めていいものなのか気になるところである。

（回答）

おっしゃるとおりと認識している。

理由書を拝見すると、その地区の協議会の出席率について、極端な方だと0%、他にも、出席率が低い方がいるが、内容を確認すると、例えば、メールや文書といった他の手段で後日受け取っていて、他の人とのやりとりも通じて、連絡事項等はちゃんと共有しているというふうに聞いている。

出席率は低いが、土日はきちんと活動しているとか、地域の活動にも参加している等、熱意があるというような理由になっているので、今後、そういう協議会にもできるだけ出席していただくということを期待しながら、承認をさせていただけたらと考えている。

また、居住要件の方も見ると、全くその地域に関係ないという訳ではなく、その地に住んでいる、その地区の近隣に住んでいるということがまずありつつ、実家がそこにあるとか、勤務先がそこにあるとか、以前その地域で民生委員活動していたということで、その地域に関わりがあつて、地域に対してよくご存じだという、理由書となっている。そういうところを考慮して、またその地域で民生委員活動をしたいという御本人の希望があるということも尊重し、今回は承認させていただけたらと考えている。

いずれにしても、市町村において民生委員活動がきちんと行われるように、目配せしながら、今回、市町村の推薦会を経て、推薦していただいているということ尊重させていただきたい。

(委員)

連絡事項とかのやりとりをして、自分の担当地区の活動はされているというのであれば、この60%未満というものが、どういう尺度で物を見ていくのかなというふうを感じるころである。0で出すよりもそういった活動を見てあげた方が良いのではないかな。

(回答)

地域の協議会の出席率が判断基準になっている。

地域活動しているということは、理由書の方に書かれているというような整理になっている。

(委員)

今の話の関連で、民児協の参加率について、月なのか、年間なのか、何回ぐらいなのか。地域によって違うのか。

(回答)

全部の市町村に聞いたわけではないが、毎月の定例会の出席状況で、算出していると聞いている。

(委員)

あと先ほどもあったが、定例会の他にも活動があつて、それも併せての判断ということだが、どんな集まりとか、地域の活動があるのか。

(回答)

定例会の他には、相談支援の活動であるとか、相談者の方を福祉の関係機関につなぐという活動の外、見守り活動、地域によっては居場所づくりの活動などもしている。

あとは、朝の児童の登校の見守りとか、友愛活動のような、高齢者とか、要配慮者の、地域の活動をしていただいている。そういう活動を考慮してということになる。

(委員)

先ほど他の委員からあったが、やはりこの今の判断基準だと、民児協の数字だけが出ていたので、書式を変えるのは難しいのかもしれないが、その地域活動にどのぐらい参加されているのかというのが、このシートから伝わるようだと判断しやすくなると思う。検討の余地があるようでしたら、作っていただきたい。

(委員)

今回、地区の増えたところはあるのか。

(回答)

住民の方が増えたことに伴って、民生委員の方をふやしたケースと、新たに地区を増やしたケースがある。

(委員)

人口が減少しているところもある。世帯も減少することがある。そういうところはその地区を減らすこともできるのか。そういったことも今後検討していかなきゃいけないと感じている。

(回答)

地区を減らすということについては、できないということはないので、地域の実情に応じて、今後対応していくことになろうかと思う。

(委員)

在住年数のところですが、再任の人が大半で、その人は前回承認しているから、今回、在住年数が0だから、だめってことはないわけですね。だから、あんまり議論する必要もないような気がしていて、新任の人を見て行けばいいと思う。

規定からすると、必要だということだが、事務が増えているだけのような気がするの
で、それを簡略化する方向で考えた方が良く思う。

(回答)

ありがとうございます。

○ 民生委員・児童委員 5,207名を適任であると決定した。

(2) 主任児童委員 被推薦者の審査について

○ 事務局説明

○ 意見・質疑応答

(委員)

適否事項、4つ以上というところで、健康状態が「普通」でもチェックがはいってしまうのか。他の項目でも普通であれば、活動に支障が無いと思うが、この基準は全国統一なのか。

(回答)

全国の比較はしたことが無いので、他の都道府県の状況は把握していない。

これまでこの基準で実施しているが、その内容については、改めて確認させていただいて、必要があれば検討させていただきたい。

5番にある適任者基準で、健康であってというところがあるところも踏まえているのかとは思いますが、健康状態が「普通」で、悪いというわけではないので、ここの扱いについては、確認をして、必要に応じて対応させていただきたいと思う。

(委員)

時間的な余裕が「あり」はダメなのか。「あり」であれば問題ないと思う。

フルタイムでも活動されている人もいて、時間的な余裕が無くてもしっかり活動されている人もいます。

(回答)

承知しました。

○ 主任児童委員530名を適任であると決定した。

(3) その他

○ 民生委員バッジの仕様について、委員から要望あり